

## 議案第17号

### 平成19年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 年間販売電力量  | 166,550,160kWh |
| (2) 袋川発電所開発費 | 129,680千円      |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	2,046,792千円
第1項 営業収益	2,039,871千円
第2項 営業外収益	6,921千円
支 出	
第1款 電気事業費	1,907,078千円
第1項 営業費用	1,539,548千円
第2項 営業外費用	367,530千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額756,255千円は過年度分損益勘定留保資金748,330千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,925千円で補てんする

ものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	98,626千円
第1項 建設助成金	38,626千円
第2項 他会計への長期貸付金償還金	60,000千円

支 出

第1款 資本的支出	854,881千円
第1項 建設改良費	166,425千円
第2項 企業債償還金	688,456千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野川第一発電所主変圧器更新工事	平成20年度	29,511千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、199,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 372,460千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成19年2月13日提出

鳥取県知事 片山善博